

23人の女性たちの生き方インタビューに励まされます。

毎月2回10日25日発行 2009年1月10日発行
第33巻 第1号
昭和32年6月2日第3種郵便物認可

クワーツ・サン croissant

特大号
1|10

女の暮し方
男の暮し方

特別定価 **400**円

10日・25日の月2回発行

23人の素晴らしい女性が話します 女が生きるヒント



高橋尚子さん
プロダンサー



安田成美さん
女優



石牟礼道子さん
作家



高畑淳子さん
女優



加賀まりごさん
女優



章川民代さん
バレリーナ



田淵久美子さん
脚本家



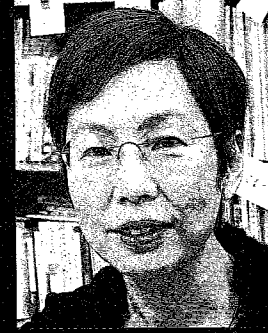
太田光代さん
「タイタン」代表取締役



石田 千さん
エッセイスト



節子・クロソフスカ・ローラさん
「バルテウス財団」名誉会長、画家



上野千鶴子さん
東京大学大学院教授



蛭川実花さん
写真家



シスター・チャンドラさん
人材育成団体「シヤクティ」設立者



香山リカさん
精神科医、立教大学教授



樹木希林さん
女優



春美・クロソフスカ・ローラさん
ジュエリーデザイナー



宇津木妙子さん
元女子ソフトボール日本代表監督

女の新聞

クワッサン
10日・25日の
月2回発行

日常生活の中の差別
187

障がい者にとって不可欠な支援を受けられることが「利益」でしようか。 秋野達彦さん あきの・たつひこ 弁護士

08年10月31日、障害者自立支援法の定める「応益負担制度」は、憲法が保障する個人の尊厳や生存権を侵害し、法の下の平等に反するものだと、全国の障がい者ら30人が東京、大阪など8つの地方裁判所に提訴した。

「この法律は、障がい者やその家族や支援者が長年にわたって一歩一歩、築いてきた障がい福祉制度を根底から覆すもので、世界的な理念として確立している『ノーマライゼーション』の理念、つまり障がい者を排除している社会こそが問題で、障がい者ではなく社会のほうで正常化の努力をしなければならぬ」という考え方に逆行する法律です。」

こう話すのは、弁護士の秋野達彦さん。原告側弁護団のメンバーの1人だ。「応益負担制度とは、目が見えない人が外へ出かける時にヘルパーの行動支援を受けたら、耳が聞こえない人が手話通訳をしてもらったり、身体に障がいがある人が入浴や排泄のサポートを受けるといった、障がい者が生きるために不可欠な支援を受けることを『利益』と見なして、本人にその利用料の1割を負担させる制度です」

従来は公費でまかなわれていた義足や車椅子、白杖などの受給についてもこの法律によってその1割が本人負担になった。障がいの重い人ほど必要な支援は多く、その1割の負担額も大きくなる。自己負担を懸念して、生きる

ために不可欠な支援の利用を抑制するという事態まで起きている。「不可欠な支援を受けることは本人の『利益』でしようか。身近な例で考えてみると、たとえば、電車内での痴漢被害が後を絶たず、女性自身では対処できないという社会実態を前提に女性専用車両ができましたが、もし女性専用車両を利用することに特別なお金がかかるとしたら、みなさんは納得できるでしようか。多くの方が『私のせいじゃないのに、痴漢から逃れるには女性専用車両に乗るしかないの。なんで？』と思うのではないでしようか。グリーン車に乗って、柔らかなシートとゆつたりしたスペースで快適な移動を楽しむのであれば、そのサービスに

対してお金を払うことは当然です。しかし、女性専用車両の利用は、痴漢被害に苦しむ女性に不可欠な支援ではあっても、『利益』や『サービス』などではありえません。だからこそ、女性専用の車両について特別な料金は請求されないのです。応益負担制度というのは、そういった不可欠な支援について本人に負担を強いる制度なのです」

障がい者が通所授産施設や小規模作業所で働くことも、『サービス』を受けられることと見なされ、その利用料の1割が自己負担とされる。通所授産施設や小規模作業所は、障がい者が、地域社会で少しでも自立した生活が送れるようにと設けられた仕事場だ。「施設や作業所で働く、工賃をもらえます。ただ、作業内容も限られていますので、平均して月に1万円くらいです。ところが、施設や作業所の利用料の1割を負担することになります。障がい者が自立支援法の応益負担制度の問題点は、障がい者が生きるために不可欠な支援を受けることを『利益』と見なす考え方そのものです。それは、いかに国が軽減措置を探ろうと何ら変わりません。私たちは、この訴訟を通してそのことを訴え、名ばかりの『自立支援』法の撤廃を強く求めていきたいと思えます」

料の1割の負担額は工賃とほぼ同額だったり、場合によってはそれを上回ってしまうのです。受け取る収入以上のものを支払う職場など他にあるでしようか。作業所に一生懸命、通っていた人が、この制度ができてから作業所に行かなくなったという事例がたくさん報告されています。障がい者にとって施設や作業所は社会とコミュニケーションできる貴重な場です。自分のやったことの成果が目に見えて、工賃というお金を手に入れられることは、障がい者の大きな生き甲斐にもなっているのに」

12月3日、与党は、'09年4月に行われる障害者自立支援法の抜本的見直しの一環として、応益負担の軽減を制度化する方針を明らかにした。「障害者自立支援法の応益負担制度の問題点は、障がい者が生きるために不可欠な支援を受けることを『利益』と見なす考え方そのものです。それは、いかに国が軽減措置を探ろうと何ら変わりません。私たちは、この訴訟を通してそのことを訴え、名ばかりの『自立支援』法の撤廃を強く求めていきたいと思えます」

●現代の日本では差別はあってはならないことです。しかし残念なことに、私たちが気付かないところに差別の実態は存在しています。日常生活の中の差別について共に考えていくために、読者の皆さんの意見や体験談を募ります。クワッサン編集部/女の新聞係まで、手紙をお寄せください。(FAXは不可とさせていただきます)



秋野さんは、1975年生まれ。三多摩法律事務所所属。障害者自立支援法訴訟 全国弁護団のメンバーで、東京地裁に提訴した原告側代理人を務める。

●あなたはこの意見をどう思いますか。
冷たいようだが、障がいだつて自己責任だ。生きていくのに欠かせないものであつても受けたサービスに対してお金を払うことに例外を設けるべきではない。

●現代の日本では差別はあってはならないことです。しかし残念なことに、私たちが気付かないところに差別の実態は存在しています。日常生活の中の差別について共に考えていくために、読者の皆さんの意見や体験談を募ります。クワッサン編集部/女の新聞係まで、手紙をお寄せください。(FAXは不可とさせていただきます)